

相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例について
相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 6 月 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例
相模原市立ふれあい広場条例(昭和 63 年相模原市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「広場」を「危険を生じさせるおそれのある行為又は他人に迷惑を及ぼす行為により、広場」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

名称	位置
相模原市立相南ふれあい広場	相模原市南区相南 3 丁目 5 3 4 0 番 4 9 7
相模原市立清新ふれあい広場	相模原市中央区清新 7 丁目 7 1 番 1
相模原市立田名南ふれあい広場	相模原市中央区田名 7 9 3 0 番
相模原市立千代田ふれあい広場	相模原市中央区千代田 6 丁目 5 1 0 6 番 1
相模原市立大島ふれあい広場	相模原市緑区大島 3 2 6 6 番 1
相模原市立大野台ふれあい広場	相模原市南区大野台 2 丁目 2 4 8 0 番 1
相模原市立陽光台ふれあい広場	相模原市中央区陽光台 7 丁目 5 9 2 4 番 2
相模原市立大沼ふれあい広場	相模原市南区東大沼 4 丁目 4 1 1 2 番 6
相模原市立田名北ふれあい広場	相模原市中央区田名 1 8 6 2 番 9

相模原市立東林間ふれあい広場	相模原市南区上鶴間 8 丁目 5 5 7 5 番 9
相模原市立淵野辺本町ふれあい広場	相模原市中央区淵野辺本町 2 丁目 2 9 7 番 1
相模原市立相模台ふれあい広場	相模原市南区相模台 1 丁目 4 6 9 9 番 イの 2
相模原市立西橋本ふれあい広場	相模原市緑区西橋本 4 丁目 2 0 4 2 番 1
相模原市立南橋本ふれあい広場	相模原市中央区南橋本 1 丁目 1 9 番 6
相模原市立相模大野ふれあい広場	相模原市南区相模大野 5 丁目 4 1 0 8 番 1
相模原市立上溝ふれあい広場	相模原市中央区上溝 1 8 8 6 番 3
相模原市立御園ふれあい広場	相模原市南区御園 5 丁目 8 8 7 番
相模原市立横山ふれあい広場	相模原市中央区横山台 1 丁目 1 3 3 番 1
相模原市立新磯ふれあい広場	相模原市南区磯部 1 1 5 8 番 2
相模原市立御園東ふれあい広場	相模原市南区御園 1 丁目 4 0 9 6 番 6
相模原市立上溝北ふれあい広場	相模原市中央区上溝 3 丁目 3 7 1 7 番 5
相模原市立中和田ふれあい広場	相模原市南区上鶴間本町 9 丁目 7 9 1 番 3
相模原市立並木ふれあい広場	相模原市中央区並木 4 丁目 5 6 7 0 番 1
相模原市立古淵ふれあい広場	相模原市南区古淵 1 丁目 1 5 3 2 番 3
相模原市立相原ふれあい広場	相模原市緑区相原 4 丁目 6 4 5 番 1
相模原市立小山ふれあい広場	相模原市中央区宮下 2 丁目 4 5 0 番 2
相模原市立相武台ふれあい広場	相模原市南区新磯野 3 丁目 9 7 8 番
相模原市立中央ふれあい広場	相模原市中央区富士見 4 丁目 5 2 9 0 番 2
相模原市立星が丘ふれあい広場	相模原市中央区星が丘 3 丁目 5 1 4 3

	番 1 9
相模原市立宮上ふれあい広場	相模原市緑区東橋本 2 丁目 1 6 2 番 9
相模原市立鶴野森ふれあい広場	相模原市南区鶴野森 3 丁目 1 9 7 番 1
相模原市立小原ふれあい広場	相模原市緑区小原 8 1 4 番口
相模原市立小網ふれあい広場	相模原市緑区太井 2 9 0 番
相模原市立前戸ふれあい広場	相模原市緑区青野原 1 7 3 番
相模原市立谷口ふれあい広場	相模原市南区上鶴間本町 4 丁目 2 1 9 1 番
相模原市立矢部ふれあい広場	相模原市中央区矢部 4 丁目 1 0 3 番 1 8
相模原市立若沼ふれあい広場	相模原市南区東大沼 2 丁目 3 8 0 0 番
相模原市立青山ふれあい広場	相模原市緑区青山 3 1 8 3 番 1
相模原市立大野台こもれびふれあい広場	相模原市南区大野台 4 丁目 3 0 0 8 番 4 6

附 則

この条例は、平成 2 8 年 9 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模原市立ふれあい広場の利用者等の安全を確保し、適正な管理を行うための利用の制限等に係る規定の改正及び相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例の見直しに伴う施設の設置に係る規定の整理をいたしたく提案するものである。

議案第 98 号関係資料(その 1)

相模原市立ふれあい広場条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) ふれあい広場の利用の制限等に係る規定の改正(第3条関係)

ふれあい広場の利用者等の安全を確保し、適正な管理を行うことができるよう、利用を制限し、又は中止させる場合に該当する行為を明確化するための規定の改正をするもの

(2) 施設の設置に係る規定の整理(別表関係)

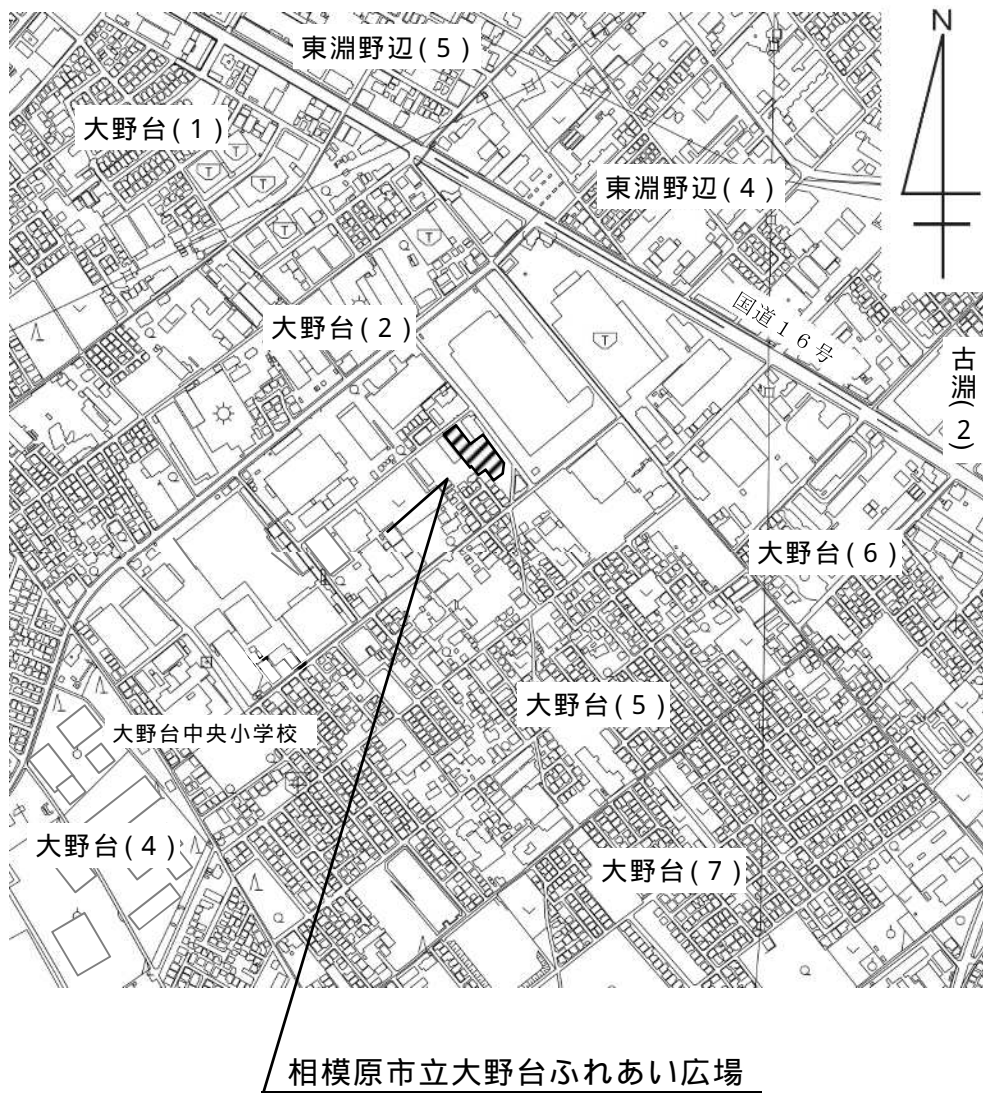
相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例の見直しに伴い、施設の設置に係る規定を整理し、これまで要綱で規定している次のふれあい広場について、条例で規定することとするもの

名 称	位 置
相模原市立大野台ふれあい広場	相模原市南区大野台 2 丁目 2 4 8 0 番 1
相模原市立相模大野ふれあい広場	相模原市南区相模大野 5 丁目 4 1 0 8 番 1
相模原市立御園ふれあい広場	相模原市南区御園 5 丁目 8 8 7 番
相模原市立御園東ふれあい広場	相模原市南区御園 1 丁目 4 0 9 6 番 6
相模原市立小原ふれあい広場	相模原市緑区小原 8 1 4 番口
相模原市立小網ふれあい広場	相模原市緑区太井 2 9 0 番
相模原市立前戸ふれあい広場	相模原市緑区青野原 1 7 3 番
相模原市立矢部ふれあい広場	相模原市中央区矢部 4 丁目 1 0 3 番 1 8
相模原市立若沼ふれあい広場	相模原市南区東大沼 2 丁目 3 8 0 0 番
相模原市立青山ふれあい広場	相模原市緑区青山 3 1 8 3 番 1
相模原市立大野台こもれびふれあい広場	相模原市南区大野台 4 丁目 3 0 0 8 番 4 6

2 施行期日

平成 28 年 9 月 1 日

案内図



相模原市立大野台ふれあい広場の概要

位 置	相模原市南区大野台2丁目2480番1
面 積	3,028㎡
設 備	防球ネット、水道、園内灯等

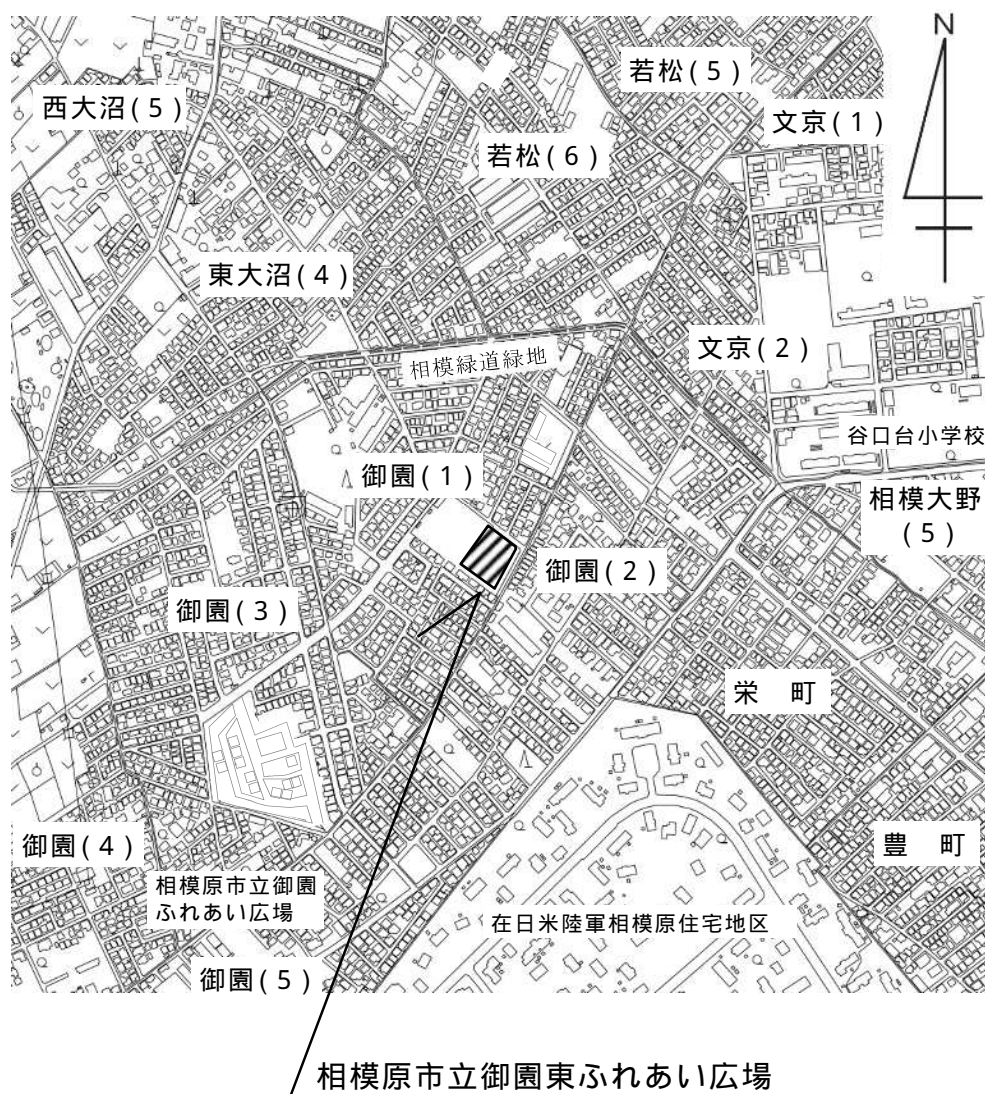
案内図



相模原市立御園ふれあい広場の概要

位 置	相模原市南区御園5丁目887番
面 積	2,683m ²
設 備	防球ネット、水道、園内灯等

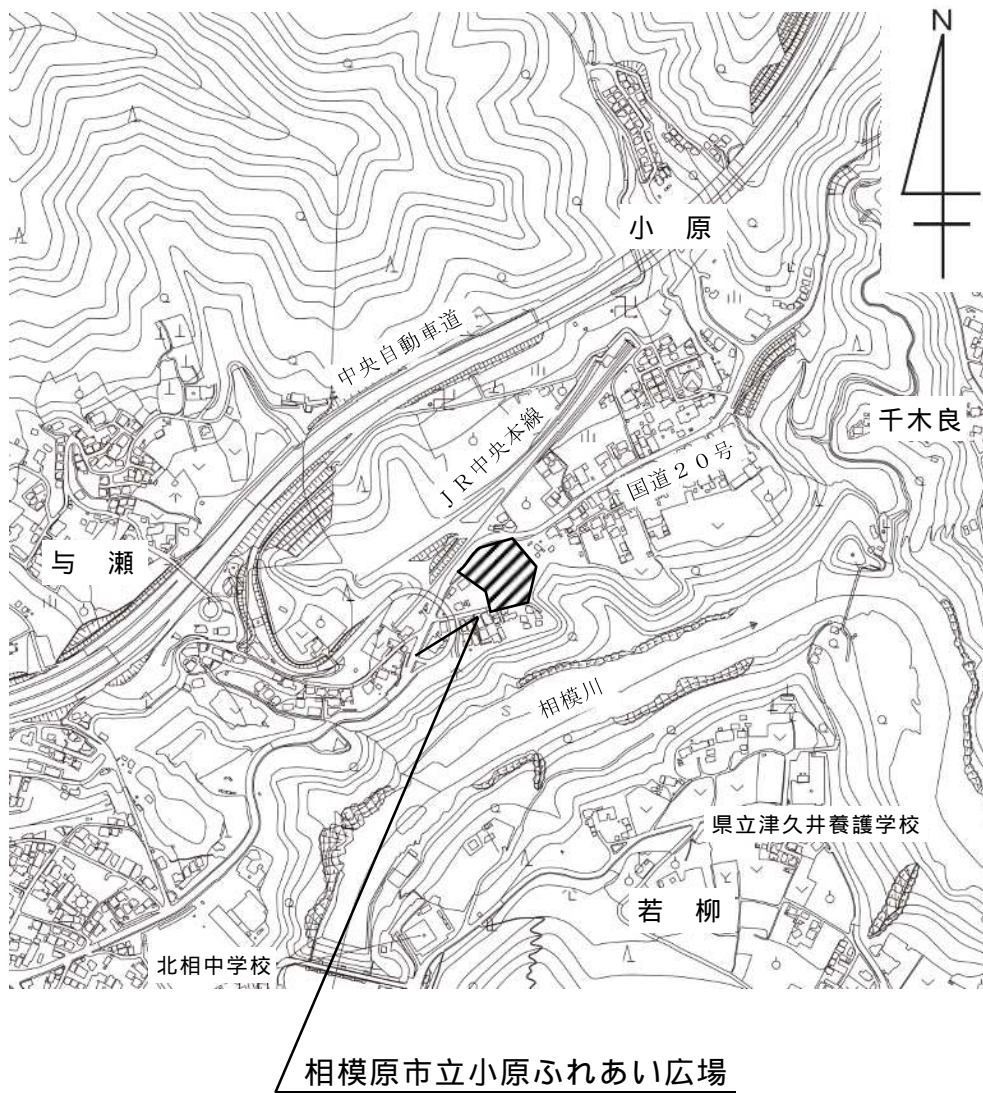
案内図



相模原市立御園東ふれあい広場の概要

位 置	相模原市南区御園1丁目4096番6
面 積	2,999 ^m 2
設 備	防球ネット、水道、園内灯等

案内図



相模原市立小原ふれあい広場の概要

位 置	相模原市緑区小原 8 1 4 番口
面 積	4,191.86 m ²
設 備	防球ネット、水道

案内図



相模原市立小網ふれあい広場の概要

位置	相模原市緑区太井290番
面積	2,372.97m ²
設備	防球ネット、水道、園内灯等

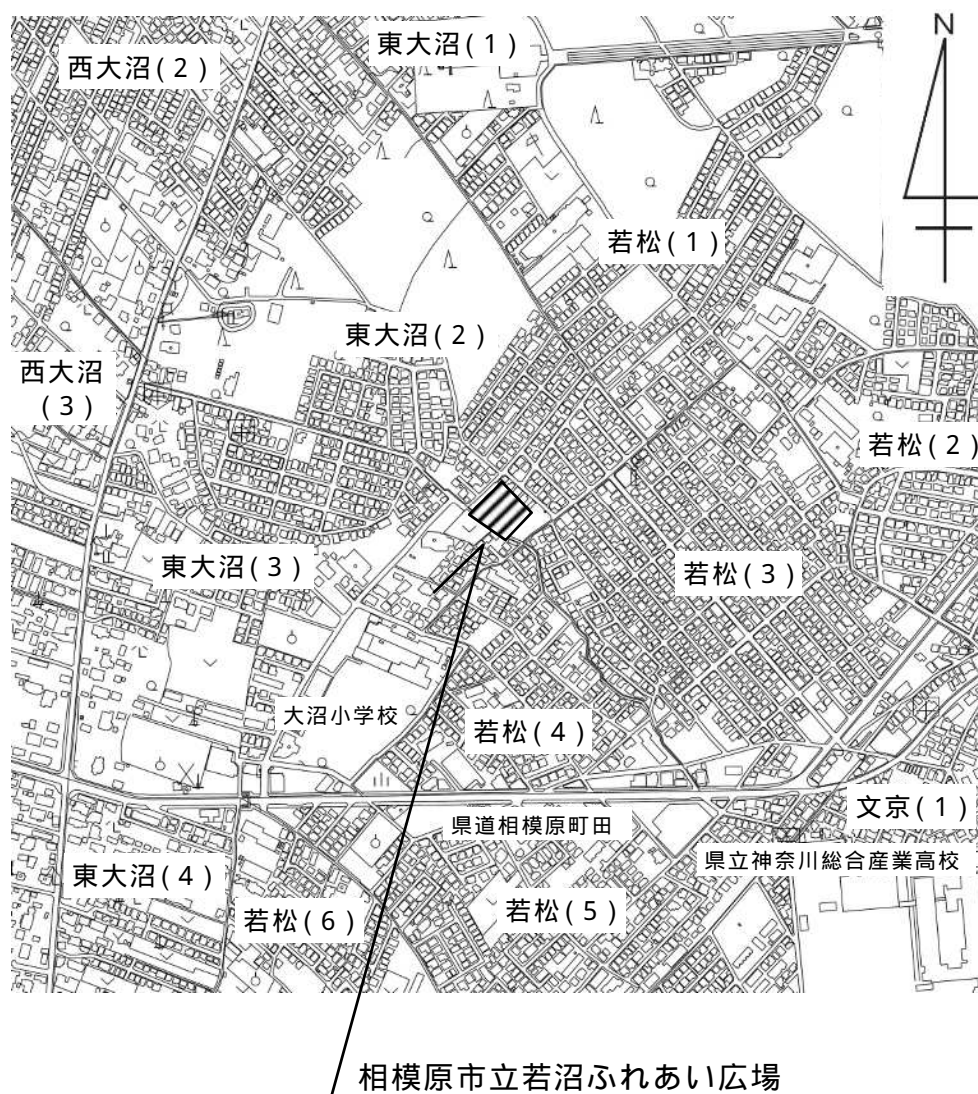
案内図



相模原市立前戸ふれあい広場の概要

位 置	相模原市緑区青野原173番
面 積	1,478.16m ²
設 備	防球ネット、水道

案内図



相模原市立若沼ふれあい広場の概要

位 置	相模原市南区東大沼2丁目3800番
面 積	2,211m ²
設 備	防球ネット、水道、園内灯等

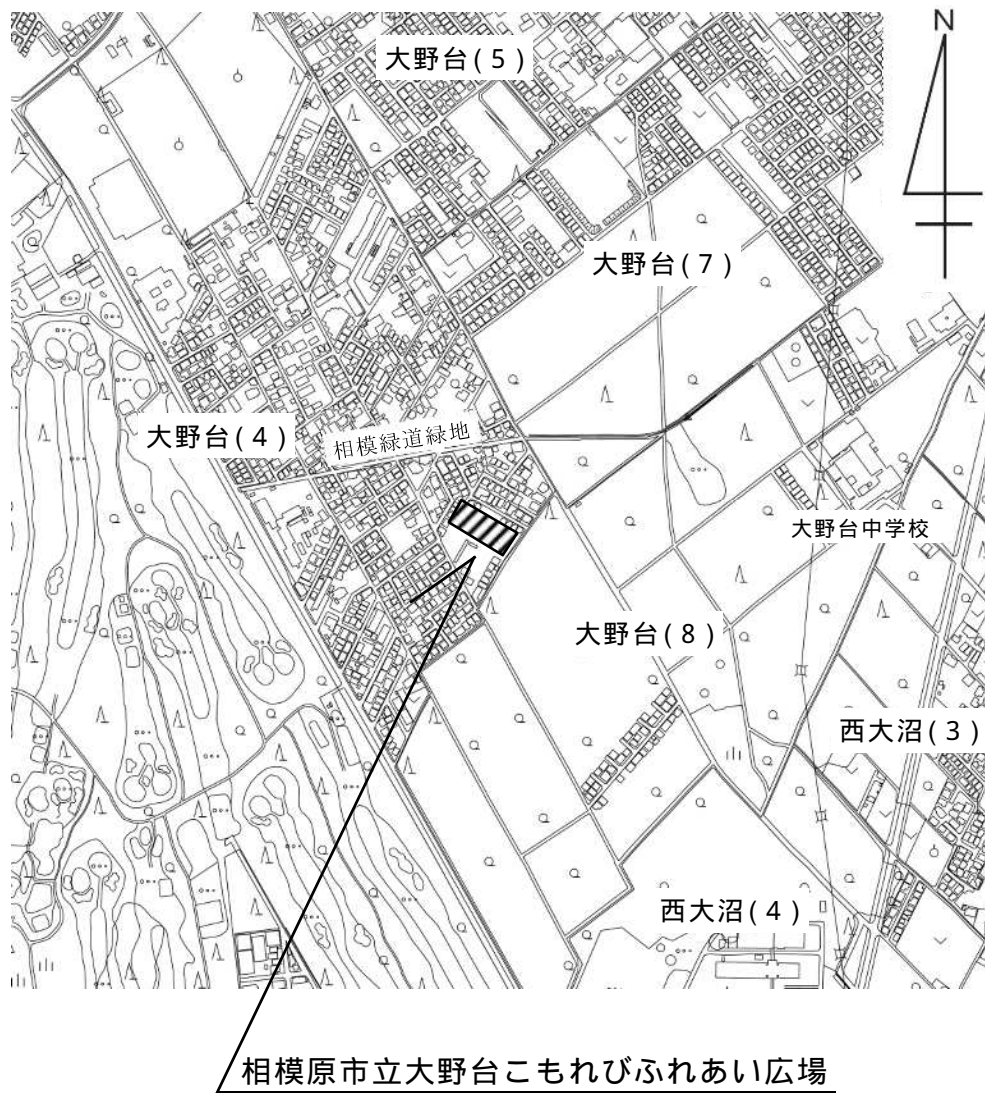
案内図



相模原市立青山ふれあい広場の概要

位 置	相模原市緑区青山3183番1
面 積	1,890.24m ²

案内図



相模原市立大野台こもれびふれあい広場の概要

位 置	相模原市南区大野台4丁目3008番46
面 積	2,000.66㎡
設 備	防球ネット、水道等

相模原市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
相模原市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 6 月 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
相模原市民生委員の定数を定める条例(平成 27 年相模原市条例第 12 号)の一部
を次のように改正する。

本則中「916 人」を「930 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

提案の理由

民生委員の担当世帯数の増減等に伴い、民生委員の定数を改正いたしたく提案するものである。

議案第 99 号関係資料

相模原市民生委員の定数を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

民生委員の定数について、国の定数基準を参酌し、930人とするもの
内訳

(1) 区域担当民生委員・児童委員 876人(現在862人)

(2) 主任児童委員 54人(現在54人)

2 施行期日

平成28年12月1日

区域担当民生委員・児童委員の増減の内訳

増減	地区名
1人増	星が丘、光が丘、東林
2人増	橋本、清新、横山
3人増	大野北、大野中
1人減	相模湖

相模原市立児童館条例の一部を改正する条例について
相模原市立児童館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 6 月 1 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市立児童館条例の一部を改正する条例
相模原市立児童館条例(昭和 39 年相模原市条例第 52 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「関し」を「ついて」に改める。

別表に次のように加える。

相南児童館	相模原市南区相南 1 丁目 15 番 28 号
-------	-------------------------

附 則

この条例は、平成 28 年 7 月 21 日から施行する。

提案の理由

相南児童館の設置その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

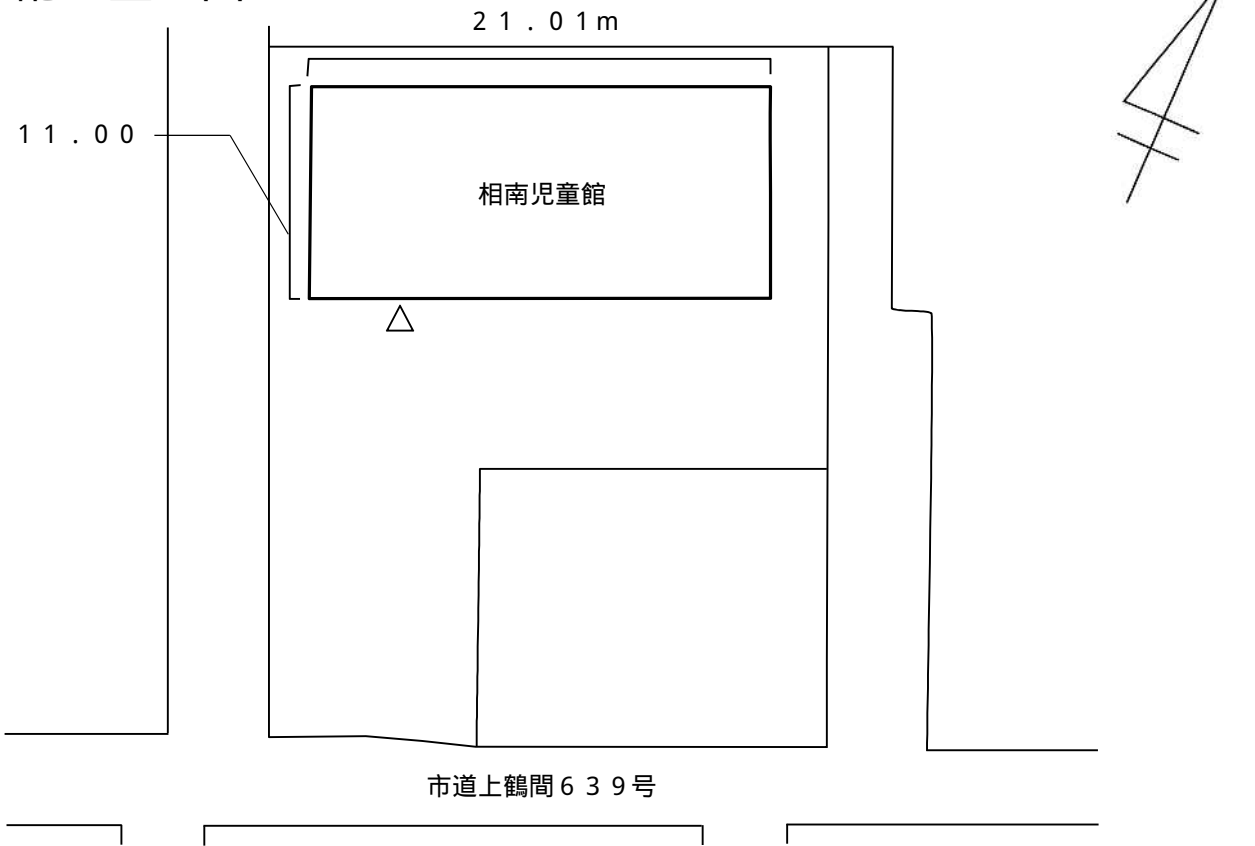
案内図



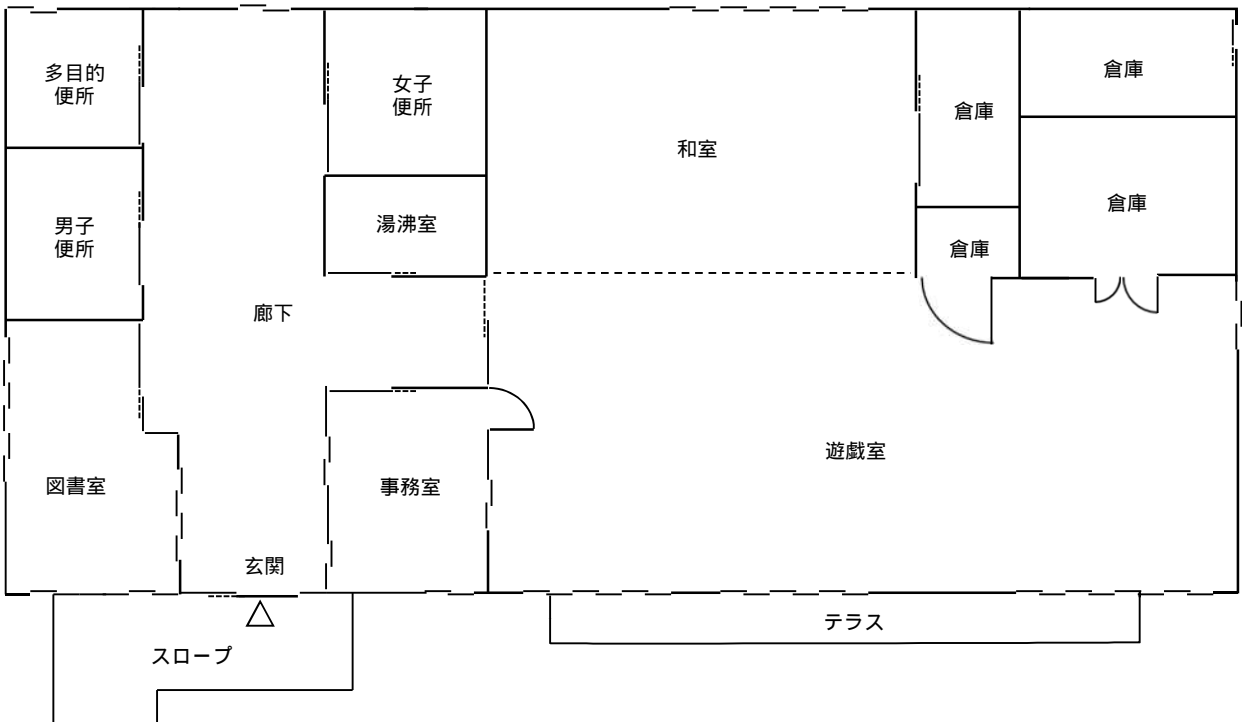
施設の概要

位 置	相模原市南区相南1丁目15番28号
構 造	軽量鉄骨造平屋建
延べ床面積	230.94㎡

配置図



平面図



相模原市都市公園条例の一部を改正する条例について
相模原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 6 月 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例
相模原市都市公園条例(昭和 45 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「及び動物広場ポニー乗馬場並びに」を「、人工芝グラウンド、」に、「及びトレーニング室」を「、トレーニング室及び動物広場ポニー乗馬場」に改める。

第 20 条の 6 中「動物広場」の次に「、グラウンド」を加える。

第 20 条の 7 第 1 項中「及び動物広場ポニー乗馬場並びに」を「、人工芝グラウンド、」に、「及びトレーニング室」を「、トレーニング室及び動物広場ポニー乗馬場」に改め、同条第 3 項中「又は第 2 競技場」を「、第 2 競技場又は人工芝グラウンド」に改める。

別表第 1 の 2 横山公園の項中「陸上競技場」を「人工芝グラウンド」に改め、同表相模原麻溝公園の項中「動物広場ポニー乗馬場」の次に「、グラウンド」を加える。

別表第 1 の 3 中

「

陸 上 競 技 場	1 月 4 日 ~ 12 月 28 日	専用利用 8 時 30 分 ~ 17 時
		一般利用 8 時 30 分 ~ 21 時 30 分

」

を

「

人工芝グラウンド	1月4日～12月28日	8時30分～21時30分
----------	-------------	--------------

」

に、

「

スポーツ広場	1月4日～12月28日	夜間照明施設が設置されていないもの 6時～17時
		夜間照明施設が設置されているもの 6時～21時30分

」

を

「

グラウンド	1月4日～12月28日	6時～17時
スポーツ広場		夜間照明施設が設置されていないもの 6時～17時
		夜間照明施設が設置されているもの 6時～21時30分

」

に改め、同表備考2中「陸上競技場、」を削る。

別表第2第5項第1号の表中

「

		市	民	午前(8時30分～12時30分)	4,000円
				午後(13時～17時)	4,000円
				1日(8時30分)	8,000円

陸上競技場	専用利用		～17時)	
		市民以外のもの	午前(8時30分～12時30分)	20,000円
			午後(13時～17時)	20,000円
			1日(8時30分～17時)	40,000円
	一般利用	大人	1回	200円
小人		100円		

を削り、

「

テニスコート	専用利用	市民	2時間につき	1,300円
		市民以外のもの		6,500円
	一般利用	1面	1,300円	

を

「

テニスコート	専用利用	市民	2時間につき	1,300円
		市民以外のもの		6,500円
	一般利用	1面	1,300円	
グラウンド	専用利用	市民	2時間につき	3,200円
		市民以外のもの		16,000円
	一般利用	1回	3,200円	

に改め、同表備考2中「及びテニスコート」を「、テニスコート及びグラウンド」に改め、同項第2号の表中

「

横山公園陸上競技場放送設備	1時間につき	250円
---------------	--------	------

を削る。

別表第 4 第 1 項の表中

「

第 2 競技場	専 用 利 用	市 民		1 日 (8時30分 ~ 18時30分)	45,500円
		市 民 以 外 の も の			113,700円
	一 般 利 用	個 人	大 人	1 回	260円
			小 人		130円
		団 体	20人ま でごと		1,300円

」

を

「

第 2 競技場	専 用 利 用	市 民		1 日 (8時30分 ~ 18時30分)	45,500円
		市 民 以 外 の も の			113,700円
	一 般 利 用	個 人	大 人	1 回	260円
			小 人		130円
		団 体	20人ま でごと		1,300円
人工芝グラ ウンド	専 用 利 用	市 民		1 日 (8時30分 ~ 21時30分)	61,100円
		市 民 以 外 の も の			152,700円

」

に改め、同表備考 2 中「又は第 2 競技場」を「、第 2 競技場又は人工芝グラウンド」に改める。

別表第 4 第 3 項の表中

「

相模原麻溝公 園第 2 競技場	放送設備		1 日 (8時30分 ~ 18時30分)	2,500円	
	競技用器具			1 日 1 点につき (30点未満)	100円
				1 日 30点以上	3,000円

」

を

「

相模原麻溝公園第2競技場	放送設備	1日(8時30分～18時30分)	2,500円
	競技用器具	1日1点につき(30点未満)	100円
		1日30点以上	3,000円
横山公園人工芝グラウンド	夜間照明施設	30分につき	800円
	放送設備	1日(8時30分～21時30分)	3,250円
	競技用器具	1日1点につき(30点未満)	100円
		1日30点以上	3,000円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日

- (2) 第20条の6の改正規定、別表第1の2相模原麻溝公園の項の改正規定、別表第1の3の改正規定のうちグラウンドに係る部分並びに別表第2第5項第1号の表の改正規定のうちグラウンドに係る部分及び同表の備考2の改正規定
平成29年6月1日

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の相模原市都市公園条例(以下「新条例」という。)の規定による横山公園人工芝グラウンドの利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 新条例の規定による相模原麻溝公園グラウンドの利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

提案の理由

横山公園人工芝グラウンドの設置に係る有料公園施設の種類、供用期間及び供用時間並びに利用料金の額の規定の追加、横山公園陸上競技場の廃止、相模原麻溝公園グラウンドの設置に係る有料公園施設の種類、供用期間及び供用時間並びに使用料の額の規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 0 1 号関係資料(その 1)

相模原市都市公園条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 横山公園人工芝グラウンドの設置に係る規定の追加(別表第 1 の 2、別表第 1 の 3 並びに別表第 4 第 1 項及び第 3 項の表関係)

ア 有料公園施設の種類の、供用期間及び供用時間

有料公園施設の種類の	供 用 期 間	供 用 時 間
人工芝グラウンド	1 月 4 日 ~ 12 月 28 日	8 時 30 分 ~ 21 時 30 分

イ 有料公園施設の利用料金の額

有料公園施設の種類の	単 位			金 額
人工芝グラウンド	専 用	市 民	1 日(8 時 30 分	61,100 円
	利 用	市 民 以 外 の も の	~ 21 時 30 分)	152,700 円

ウ 附属施設の利用料金の額

附属施設の種類の	単 位	金 額
横山公園人工芝グラウンド夜間照明施設	30 分につき	800 円
横山公園人工芝グラウンド放送設備	1 日(8 時 30 分 ~ 21 時 30 分)	3,250 円
横山公園人工芝グラウンド競技用器具	1 日 1 点につき (3 0 点未満)	100 円
	1 日 3 0 点以上	3,000 円

(2) 横山公園陸上競技場の廃止(別表第 1 の 2、別表第 1 の 3 及び別表第 2 第 5 項の表関係)

(3) 相模原麻溝公園グラウンドの設置に係る規定の追加(別表第 1 の 2、別表第 1 の 3 及び別表第 2 第 5 項の表関係)

ア 有料公園施設の種類の、供用期間及び供用時間

有料公園施	供 用 期 間	供 用 時 間
-------	---------	---------

設の種類		
グラウンド	1月4日～12月28日	6時～17時

イ 有料公園施設の使用料の額

有料公園施設の種類	単 位			金 額
グラウンド	専 用 利 用	市 民	2時間につき	3,200円
		市 民 以 外 の も の		16,000円
	一 般 利 用	1回		3,200円

2 施行期日等

(1) 施行期日

ア 1(1)及び(2)に係る規定 平成29年4月1日

イ 2(2)に係る規定 公布の日

ウ 1(3)に係る規定 平成29年6月1日

(2) 準備行為

ア 改正後の条例の規定による横山公園人工芝グラウンドの利用の承認申請の受付その他必要な準備行為を2(1)アに掲げる日前においても行うことができることとするもの

イ 改正後の条例の規定による相模原麻溝公園グラウンドの利用の承認申請の受付その他必要な準備行為を2(1)ウに掲げる日前においても行うことができることとするもの

議案第101号関係資料(その2)

横山公園人工芝グラウンド及び相模原麻溝公園グラウンドの概要

1 横山公園人工芝グラウンド

(1) 位置 相模原市中央区横山5丁目11番50号

(2) 施設面積 13,800平方メートル

(3) 施設内容

区 分	仕 様
フィールド	人工芝舗装
設備	観客席(120席)、照明設備、防球ネット

2 相模原麻溝公園グラウンド

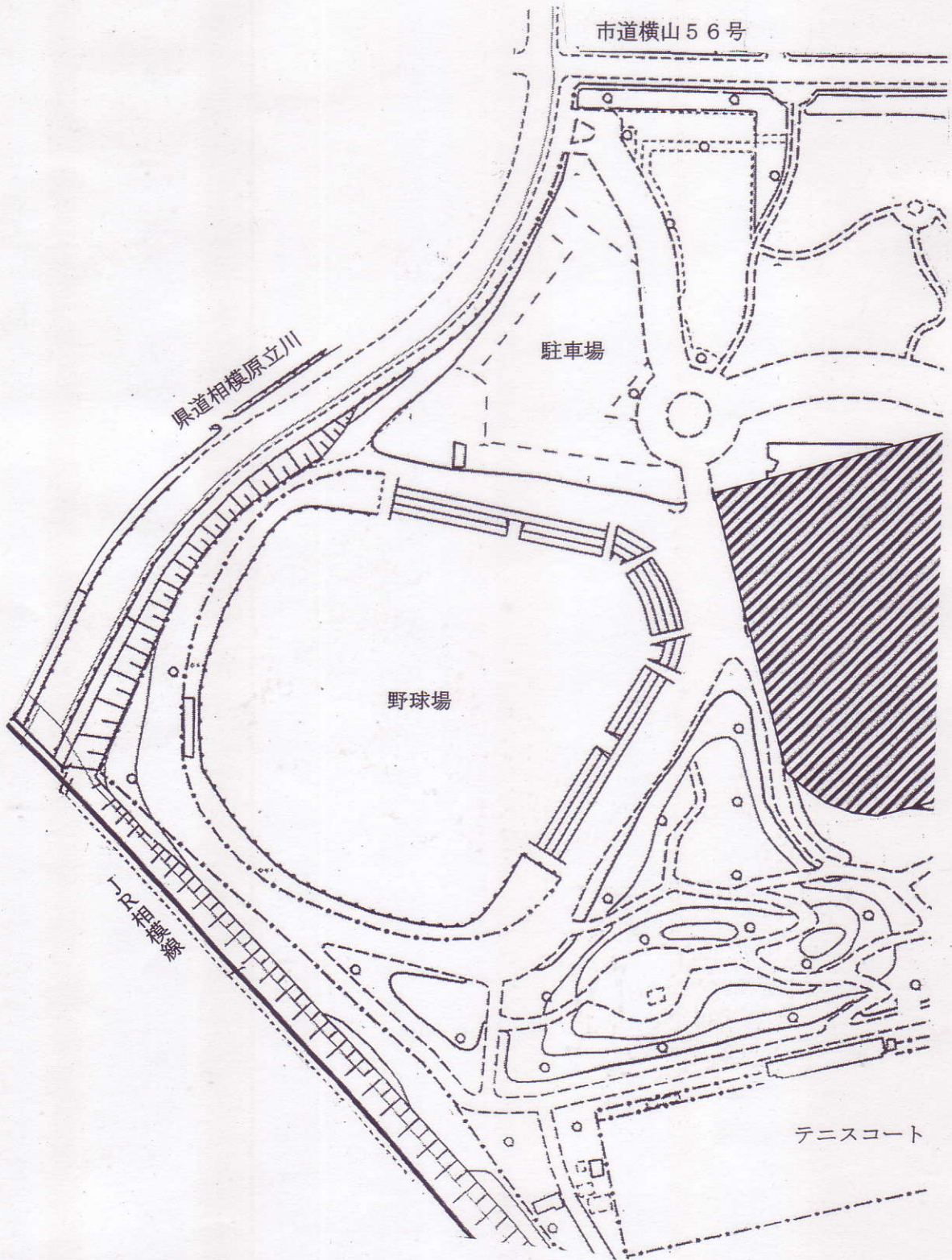
(1) 位置 相模原市南区下溝4169番地

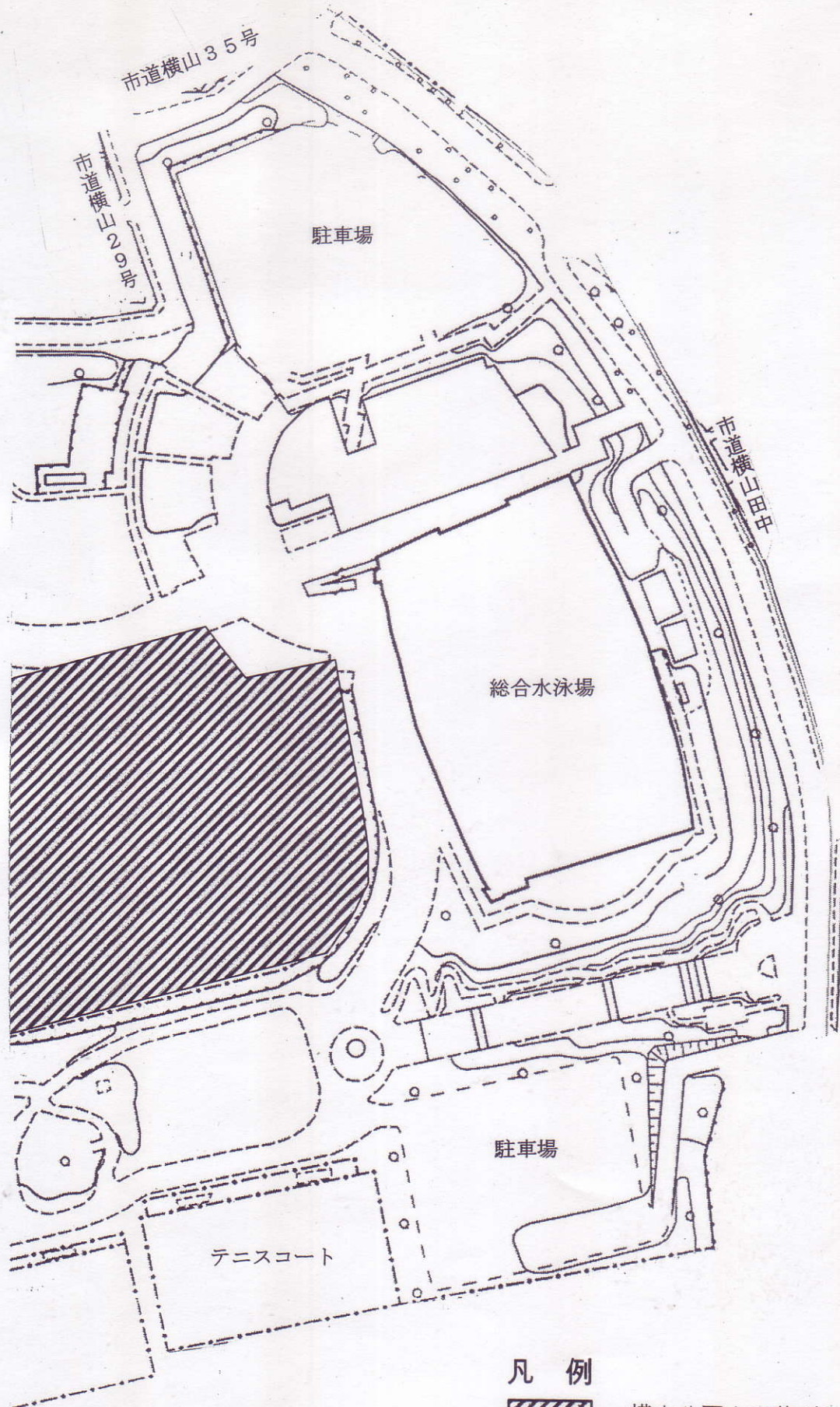
(2) 施設面積 7,316平方メートル

(3) 施設内容

区 分	仕 様
フィールド	芝生舗装
設備	防球ネット

配置図



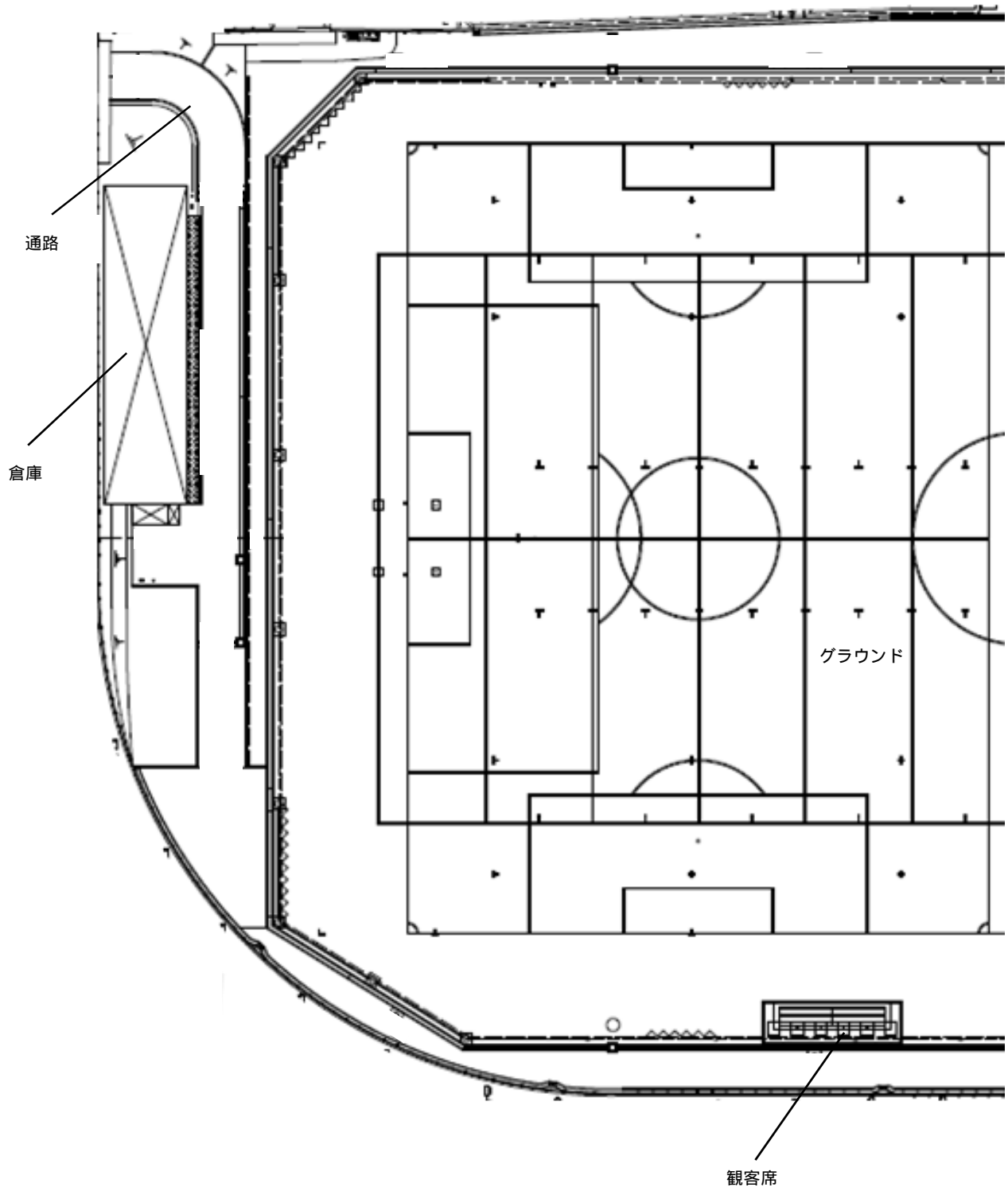


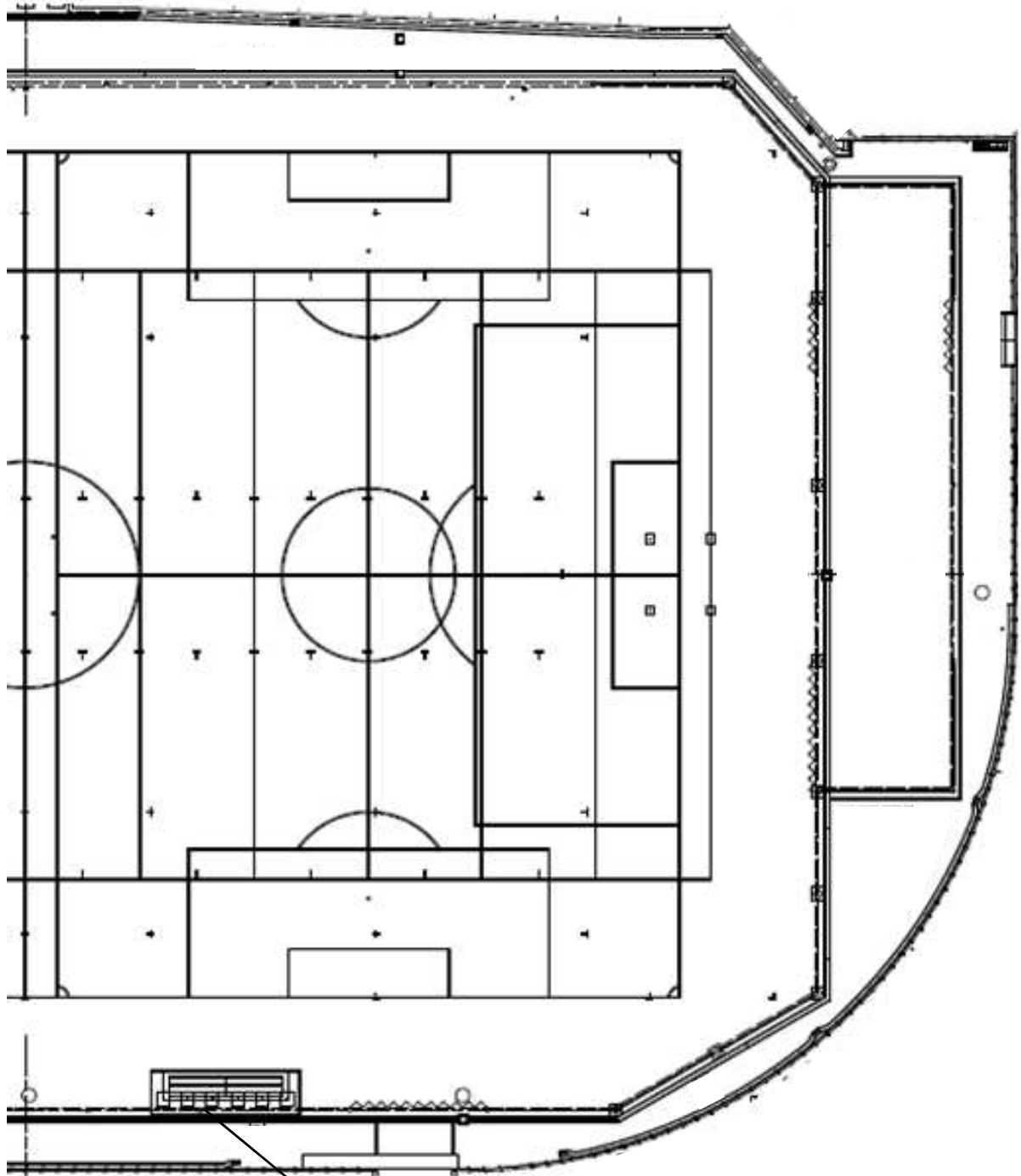
凡 例



横山公園人工芝グラウンド

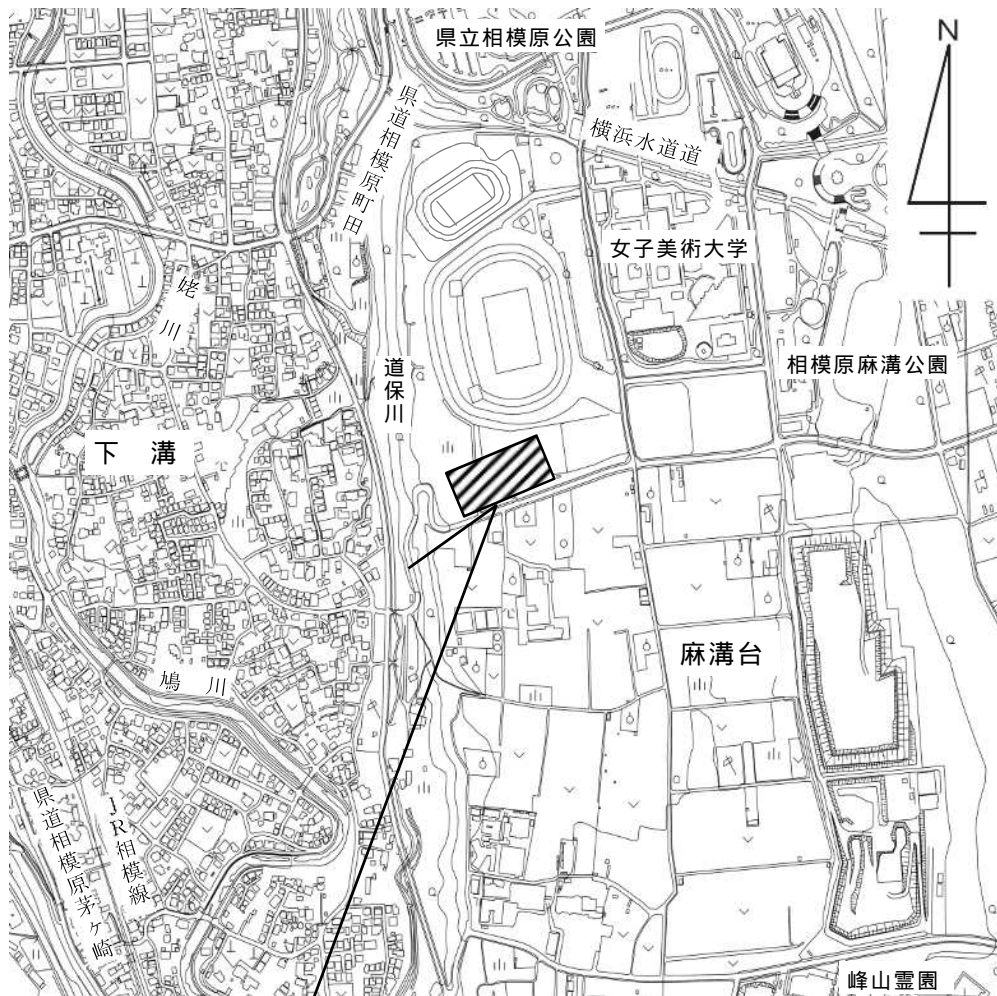
平面図





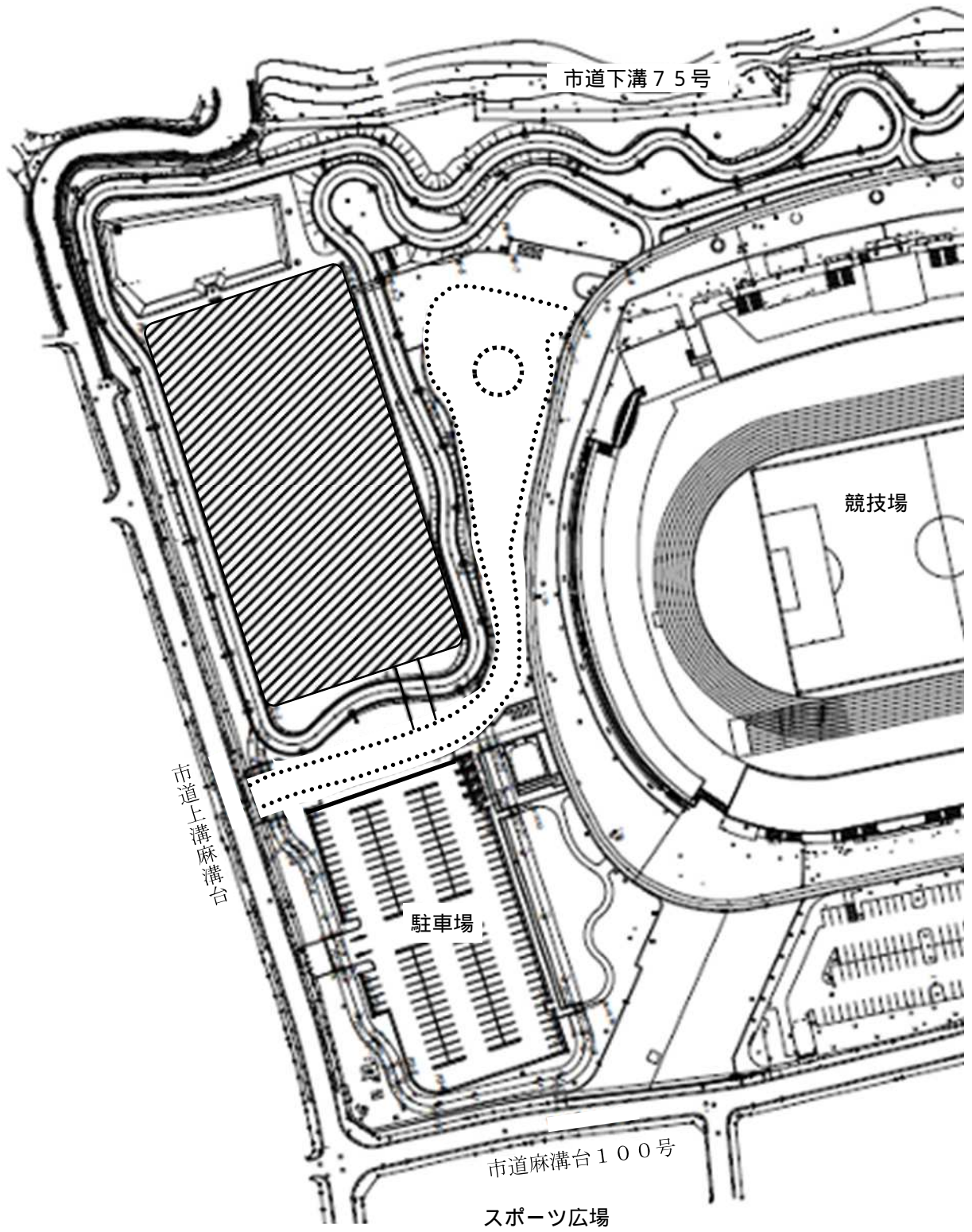
観客席

案内図



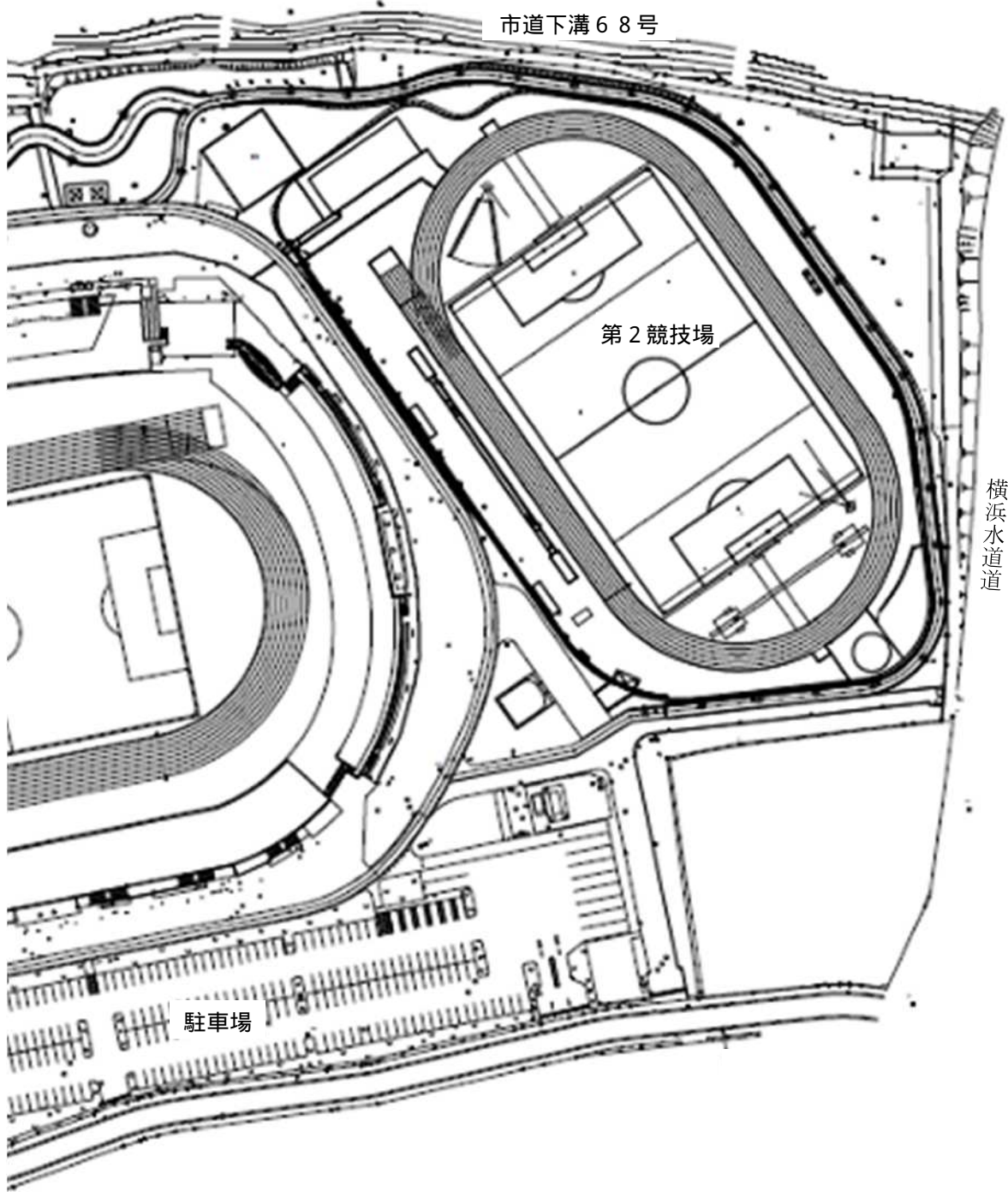
相模原麻溝公園グラウンド

配置図





市道下溝 6 8 号

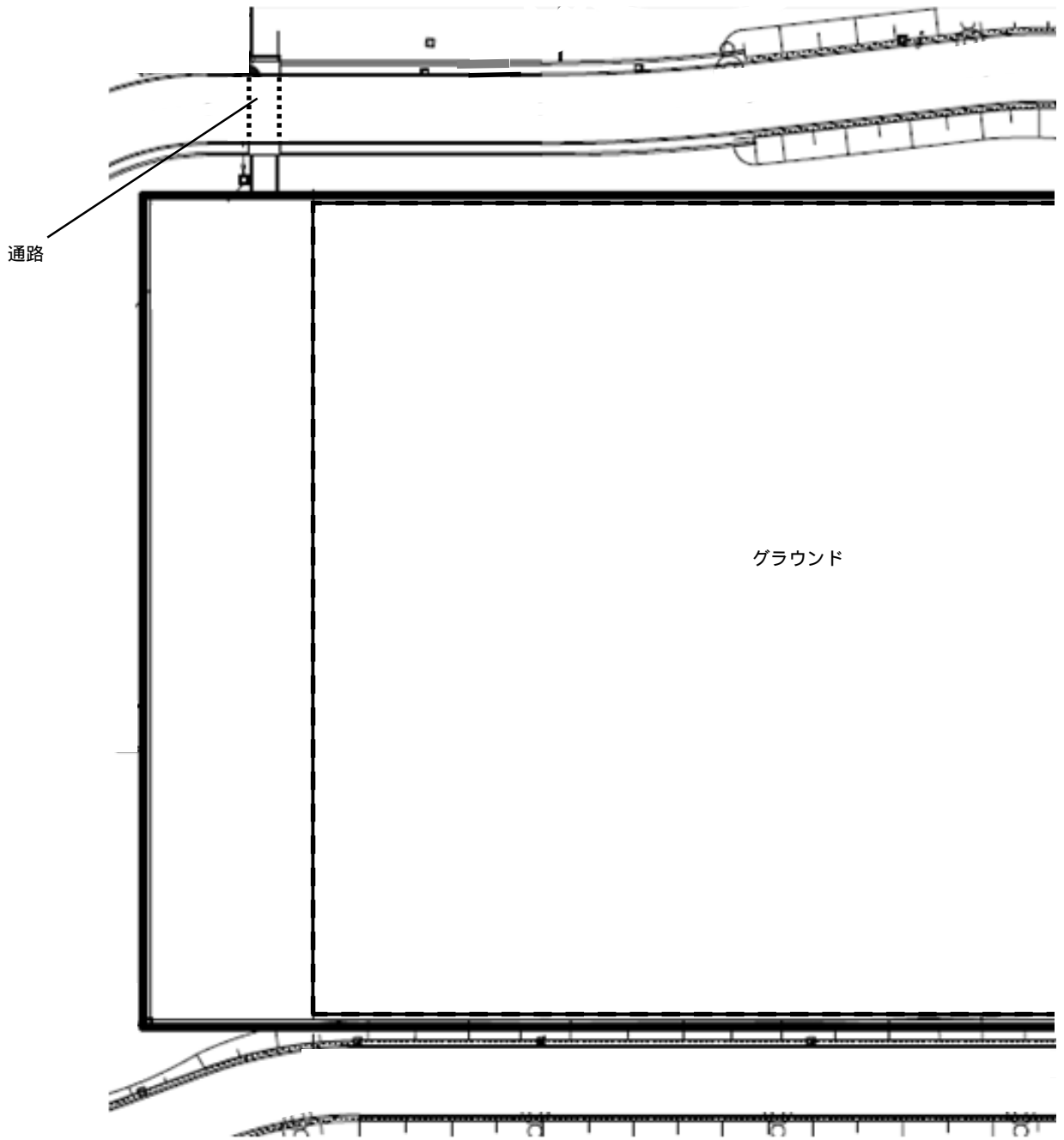


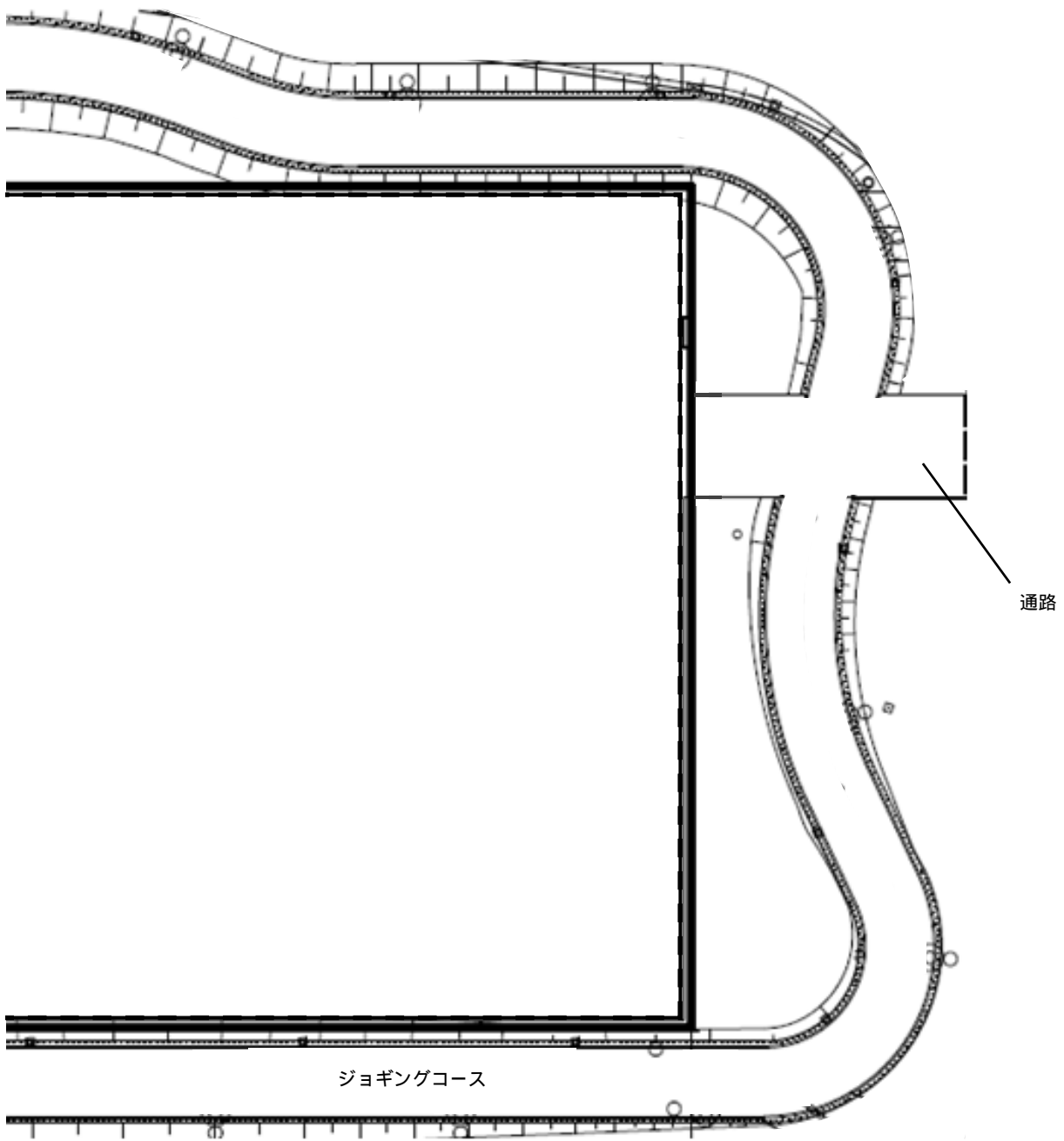
凡 例



相模原麻溝公園グラウンド

平面図





相模原市立公民館条例及び相模原市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市立公民館条例及び相模原市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 6 月 1 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市立公民館条例及び相模原市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(相模原市立公民館条例の一部改正)

第 1 条 相模原市立公民館条例(昭和 39 年相模原市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

別表相武台公民館の項中「相模原市南区新磯野 3 丁目 29 番 13 号」を「相模原市南区新磯野 4 丁目 1 番 3 号」に改める。

(相模原市区の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市区の設置等に関する条例(平成 21 年相模原市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の表南区役所相武台まちづくりセンターの項中「相模原市南区新磯野 3 丁目 29 番 13 号」を「相模原市南区新磯野 4 丁目 1 番 3 号」に改める。

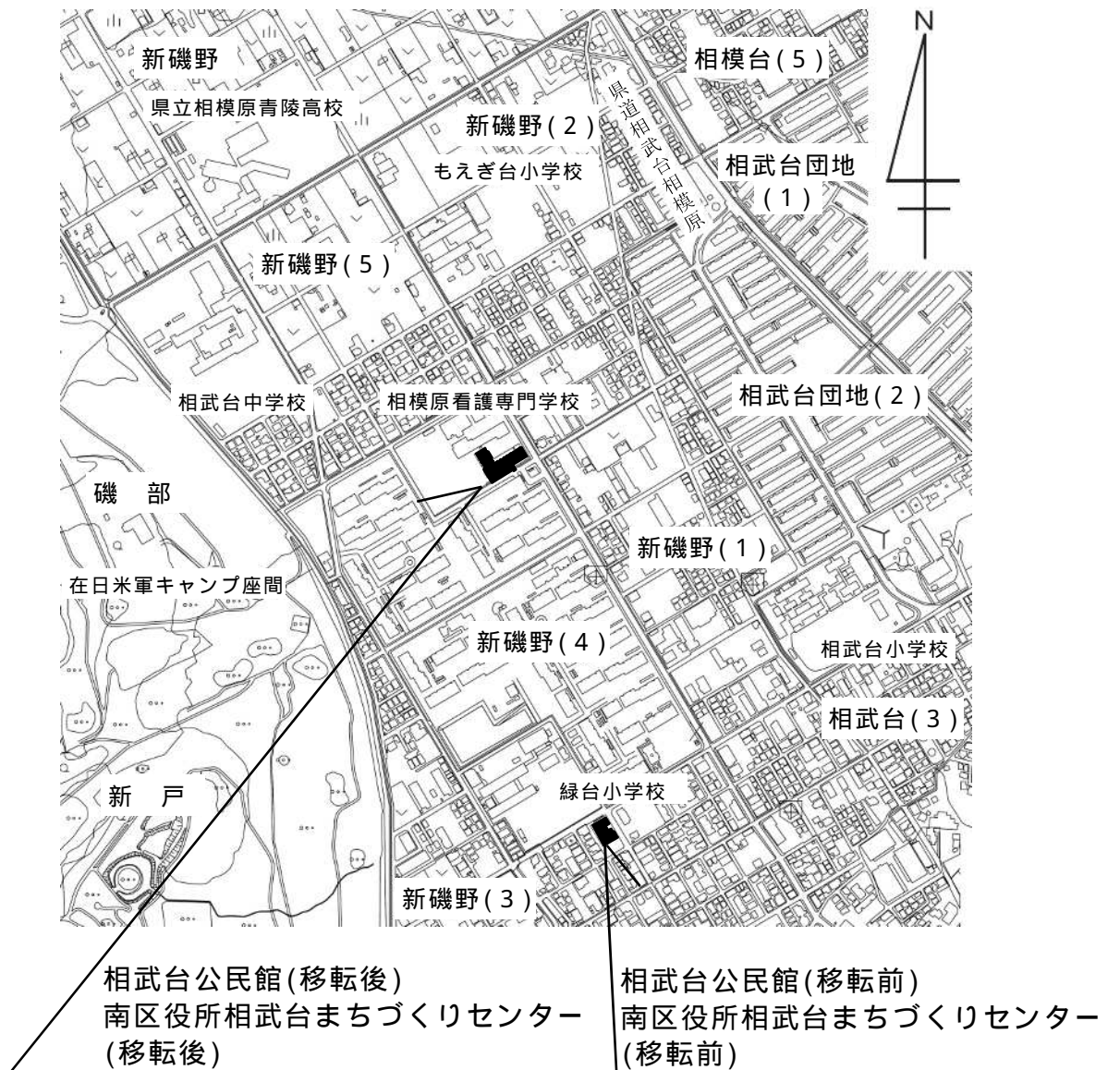
附 則

この条例は、平成 28 年 9 月 20 日から施行する。

提案の理由

相模原市立相武台公民館及び南区役所相武台まちづくりセンターの移転に伴い、位置の変更をいたしたく提案するものである。

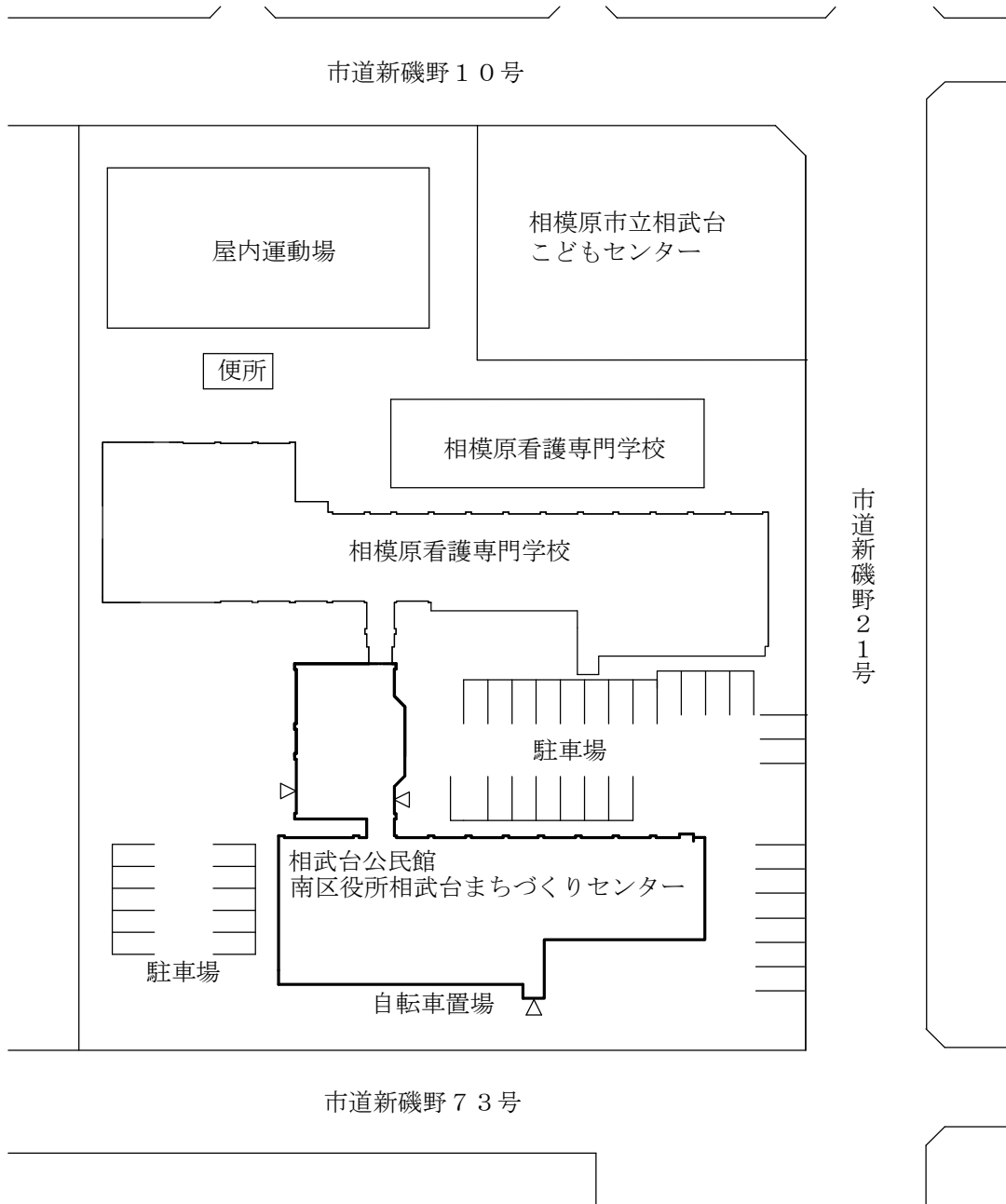
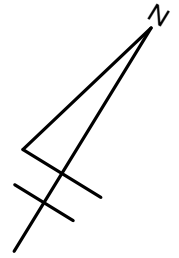
案内図



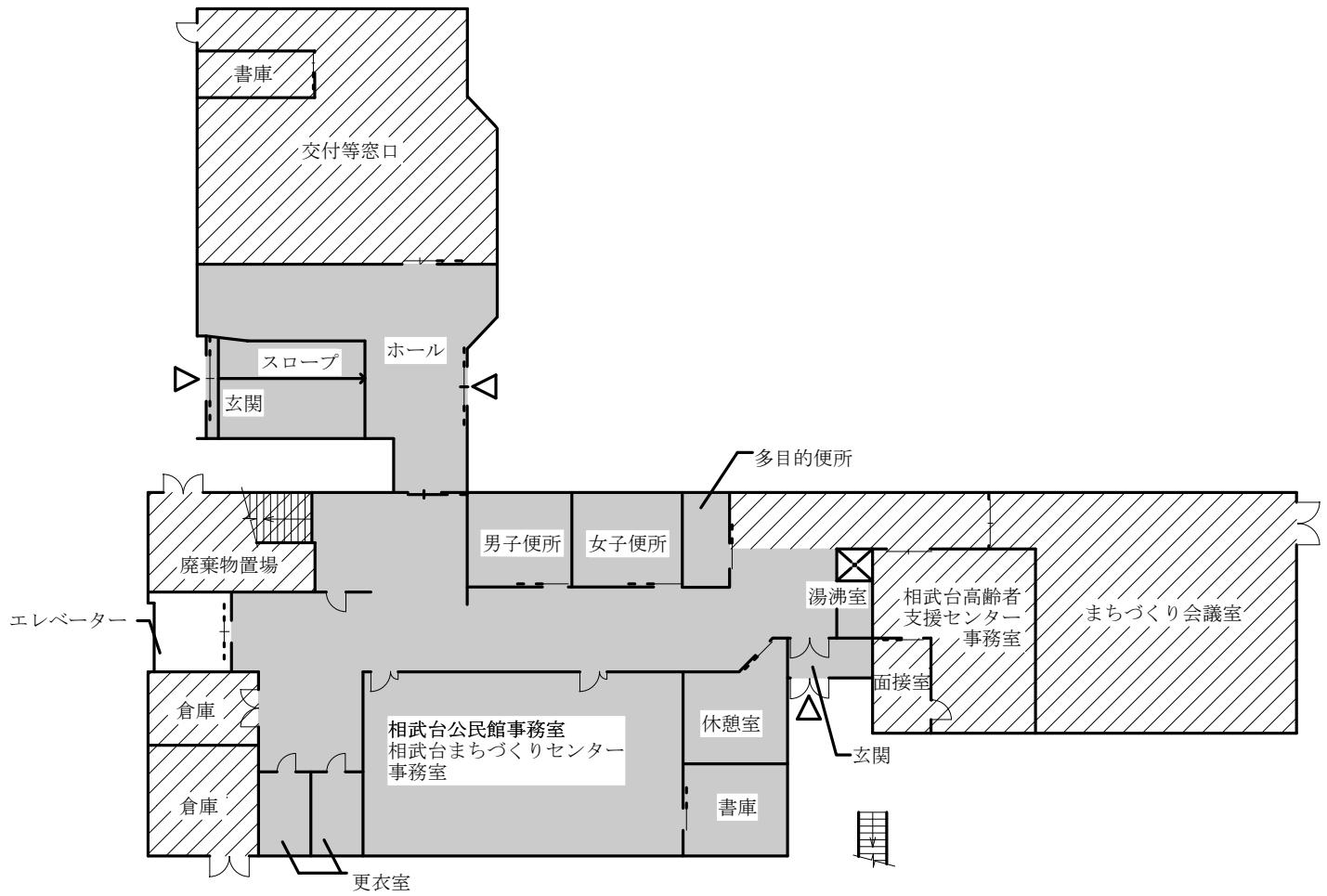
施設の概要

区分	移転前	移転後
位置	相模原市南区新磯野3丁目29番13号	相模原市南区新磯野4丁目1番3号
構造	鉄筋コンクリート造3階建	鉄筋コンクリート造3階建 一部2階建
敷地面積	1,494.40㎡	3,830.69㎡
延べ床面積	1,360.30㎡	2,210.42㎡

配置図



1階平面図



凡例

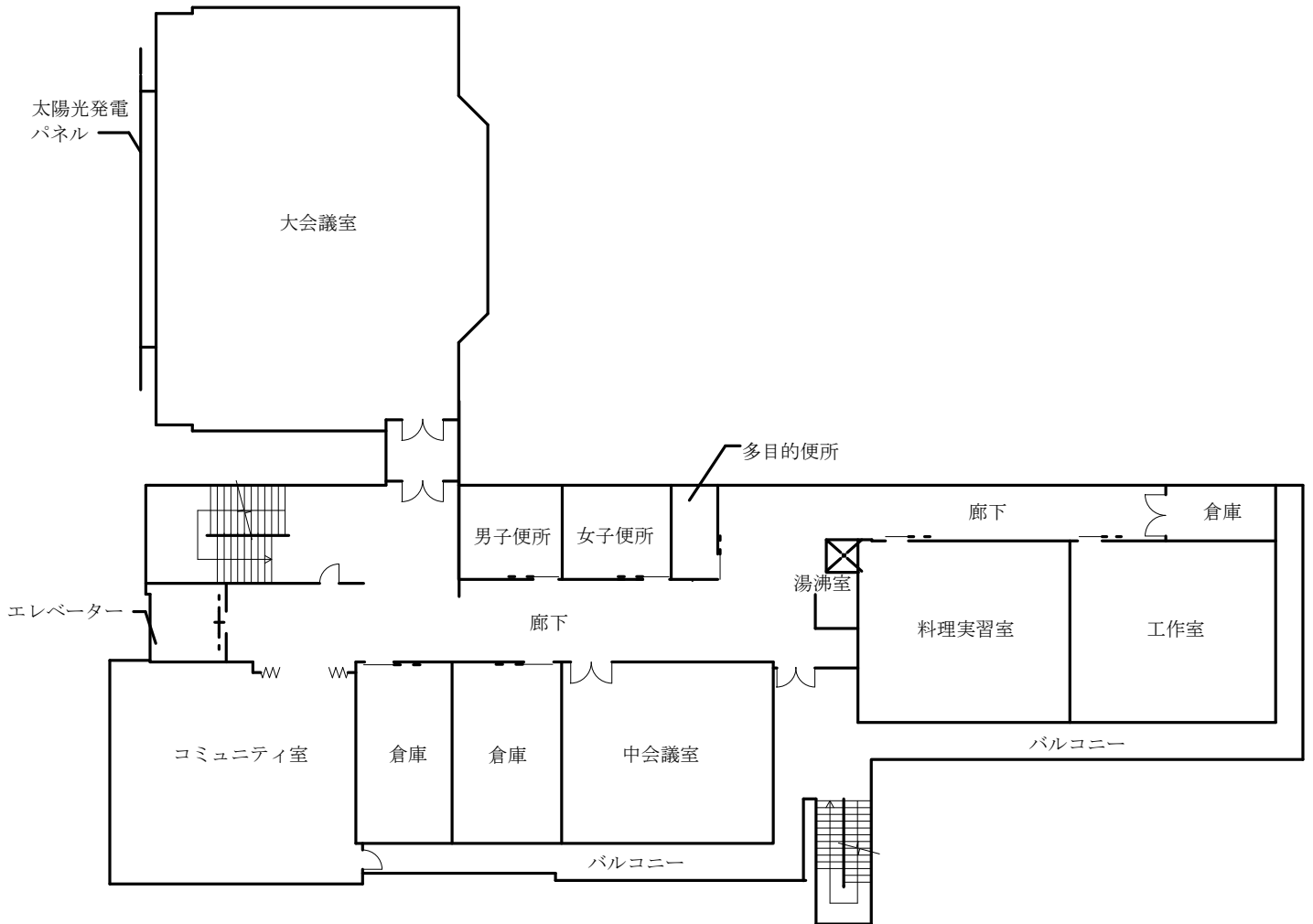


共用部分




まちづくりセンター部分

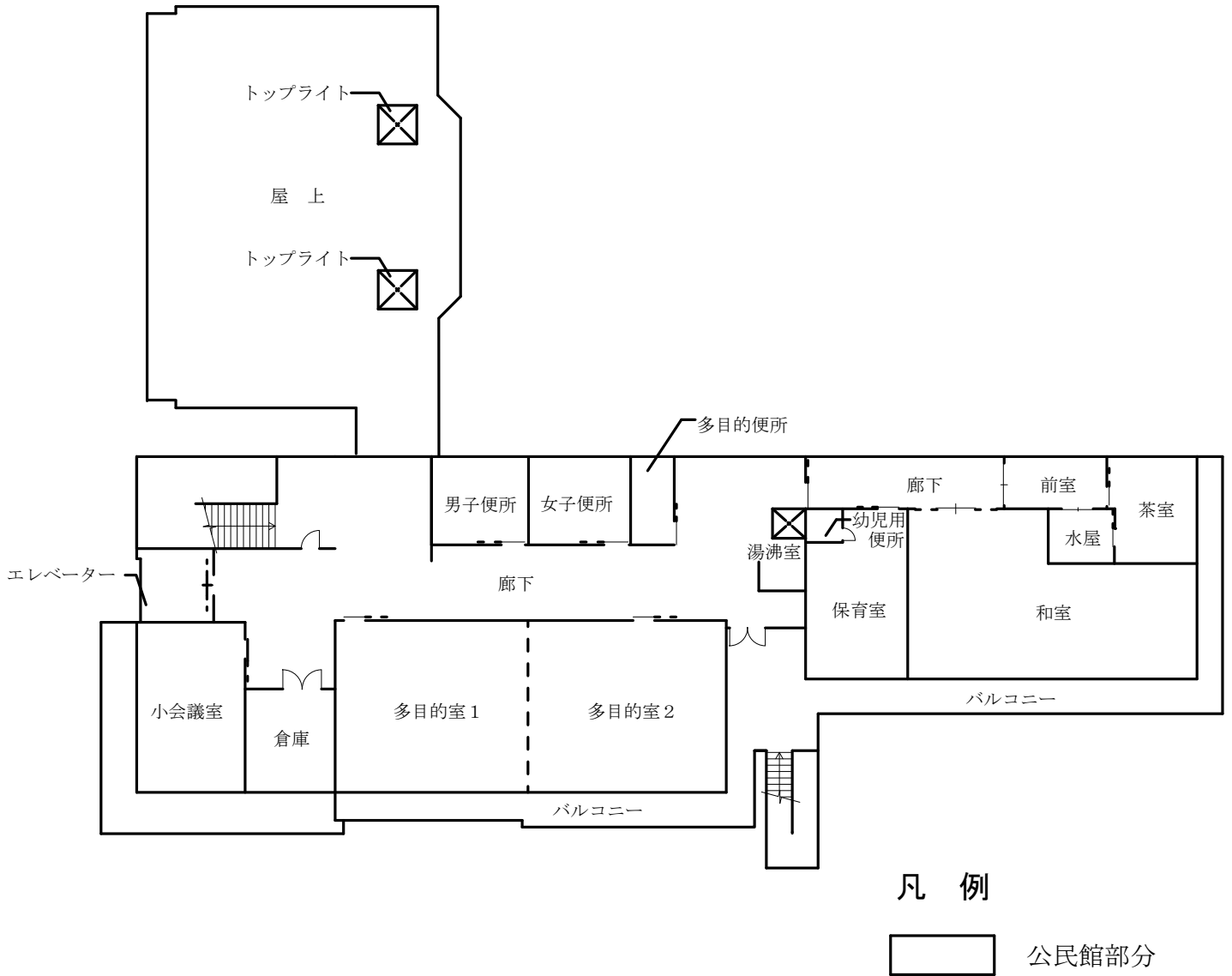
2階平面図



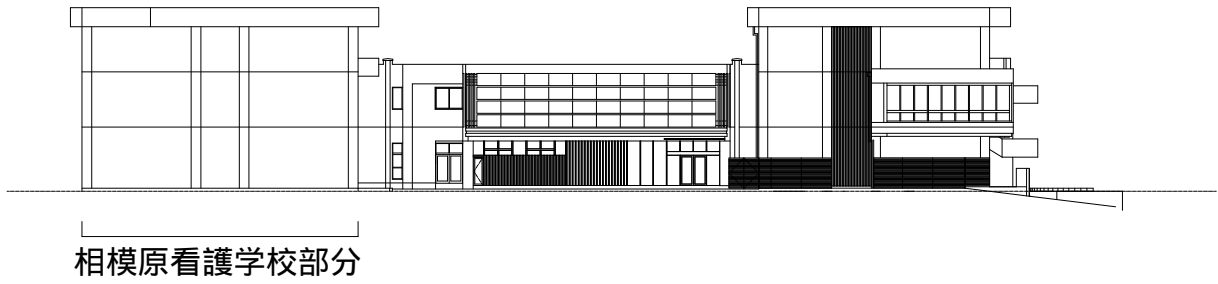
凡例

 公民館部分

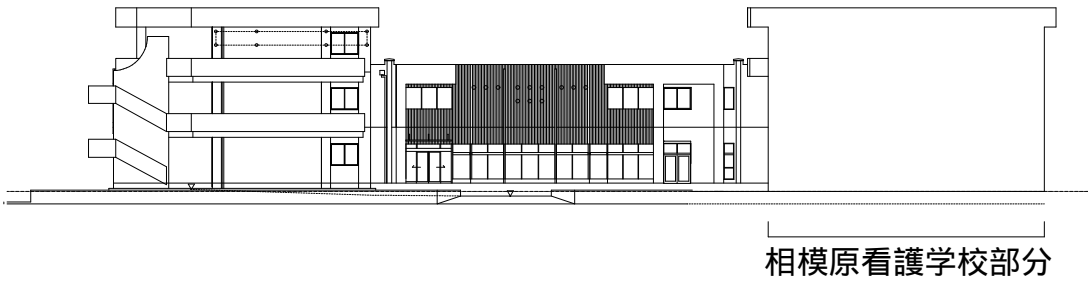
3階平面図



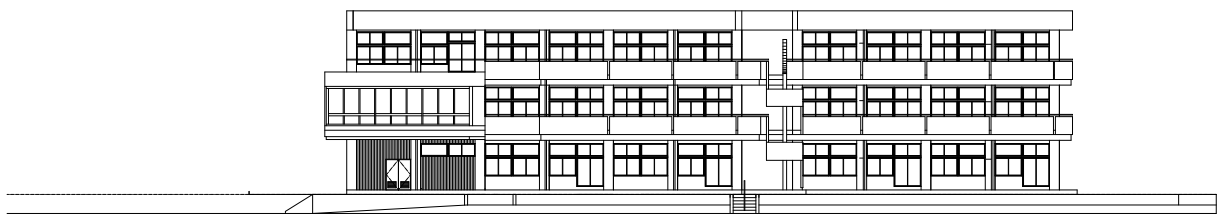
西立面図



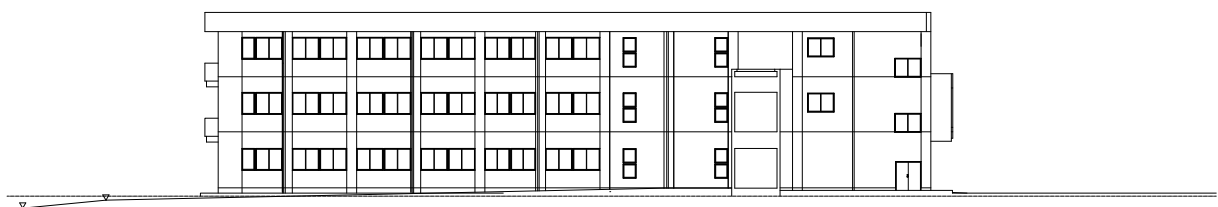
東立面図



南立面図



北立面図



相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例について
相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年6月1日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例
相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例(平成6年相模原市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中
「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「4円
88銭」を「5円2銭」に、「365,000円」を「375,500円」に改め
る。

第11条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875
円」を「310,500円」に改め、同条第2号中「26円73銭」を「27円
50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その
期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示され
た選挙については、なお従前の例による。

提案の理由

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)の改正に伴い、公費負担の限度額を改正いたしたく提案するものである。

議案第 1 0 3 号関係資料

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を次のとおり引き上げるもの

種 類		現 行	改正後
選挙運動用自動車の使用	自動車借入れ契約の場合(第4条第2号ア関係)	1日当たり 15,300 円	1日当たり 15,800 円
	燃料供給契約の場合(第4条第2号イ関係)	選挙運動期間の日数から一般運送契約が締結されている日数を除いた日数に 7,350 円を乗じて得た金額	選挙運動期間の日数から一般運送契約が締結されている日数を除いた日数に 7,560 円を乗じて得た金額
市長選挙における選挙運動用ビラの作成(第8条関係)		50,000 枚以下の場合 1枚当たり 7 円 30 銭	50,000 枚以下の場合 1枚当たり 7 円 51 銭
		50,000 枚を超える場合 1枚当たり 4 円 88 銭に 50,000 枚を超える枚数を乗じて得た金額に 365,000 円を加えた金額を作成枚数で除して得た金額 限度枚数 70,000 枚	50,000 枚を超える場合 1枚当たり 5 円 2 銭に 50,000 枚を超える枚数を乗じて得た金額に 375,500 円を加えた金額を作成枚数で除して得た金額 限度枚数 70,000 枚

選挙運動用ポスターの作成(第11条関係)	当該選挙区のポスター掲示場の数が500以下の場合 1枚当たり510円48銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に301,875円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額	当該選挙区のポスター掲示場の数が500以下の場合 1枚当たり525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額
	当該選挙区のポスター掲示場の数が500を超える場合 1枚当たり26円73銭に500を超える数を乗じて得た金額に557,115円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額	当該選挙区のポスター掲示場の数が500を超える場合 1枚当たり27円50銭に500を超える数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日(以下「施行日」という。)

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとするもの

平成28年度相模原市一般会計補正予算(第1号)

平成28年度相模原市の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額257,700,000千円に歳入歳出それぞれ516,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258,216,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

平成28年6月1日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		千円 47,526,997	千円 271,500	千円 47,798,497
	10 国庫補助金	7,624,374	271,500	7,895,874
85 諸収入		16,576,074	45,000	16,621,074
	25 雑入	3,338,794	45,000	3,383,794
90 市債		15,931,700	199,500	16,131,200
	5 市債	15,931,700	199,500	16,131,200
歳入合計		257,700,000	516,000	258,216,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
40 土木費		千円 23,193,405	千円 516,000	千円 23,709,405
	5 道路橋りょう費	8,822,133	516,000	9,338,133
歳 出 合 計		257,700,000	516,000	258,216,000

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
相模原市まち・みどり公社事業 資金融資に対する損失補償 (平成28年度設定分)	平成28年度から 平成29年度まで	千円 借入金 1,487,121 千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
基幹システム最適化事業 (平成28年度設定分)	平成28年度から 平成39年度まで	2,758,663

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	限 度 額		
	補正前	補正	補正後
(土木債) 道路整備費	千円 892,000	千円 199,500	千円 1,091,500
計	15,931,700	199,500	16,131,200

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 28 年 6 月 7 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	落 合 利 之	██████████	██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成28年6月7日提出

相模原市長 加山俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	角 田 好 和	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成28年6月7日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	菊地 由喜子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 28 年 6 月 7 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	岡 野 博	██████████	██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

調停に代わる決定について(損害賠償(交通)請求調停事件)

相模原簡易裁判所平成28年(ノ)第36号損害賠償(交通)請求調停事件(基本事件 相模原簡易裁判所平成27年(ハ)第859号損害賠償(交通)請求事件)に関して、本市に対する決定に対し、次のとおり異議の申立てをしないこととする。

平成28年6月24日提出

相模原市長 加山俊夫

1 当事者

相手方(基本事件の原告) 市内在住者

本市ら(基本事件の被告) 本市及び本市職員であった者

2 調停に代わる決定の要旨

- (1) 本市らは、相手方に対し、連帯して本件事故による損害賠償債務として、既払金を除いて、金64,354円の支払義務があることを認める。
- (2) 本市らは、相手方に対し、連帯して(1)の金員を平成28年7月末日までに支払う。ただし、振込手数料は、本市らの負担とする。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 本市ら及び相手方は、本市らと相手方との間には、本件に関し、本決定に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用及び調停費用は、各自の負担とする。

3 本件事故の概要

平成24年12月27日午前9時50分頃、相模原市緑区下九沢2074番地2の北清掃工場において、本市軽貨物車(相模480え3603、公園課職員運転)が通路を走行していた際、同通路を横断していた相手方に接触し、負傷させたものである。

4 事件の概要

- (1) 相手方は、本件事故による治療費、入院雑費、休業損害、慰謝料等の相手方の損害額については1,573,149円、本市の過失割合については100

パーセントであると主張し、これに弁護士費用 27,153 円を加えた額から既払金の額である 1,301,616 円を除いた 298,686 円の支払を本市らに対して求める訴えを相模原簡易裁判所に提起した(相模原簡易裁判所平成 27 年(八)第 859 号損害賠償(交通)請求事件)。

(2) この裁判の中で休業損害の額の認定について変更があったことから、相手方の損害額が 1,561,109 円に変更された上で、民事調停法(昭和 26 年法律第 222 号)第 20 条第 1 項の規定により当該裁判所の職権で調停(相模原簡易裁判所平成 28 年(ノ)第 36 号損害賠償(交通)請求調停事件)に移行し、平成 28 年 6 月 2 日に同法第 17 条の規定による調停に代わる決定がなされ、同月 16 日に本市が告知を受けた。

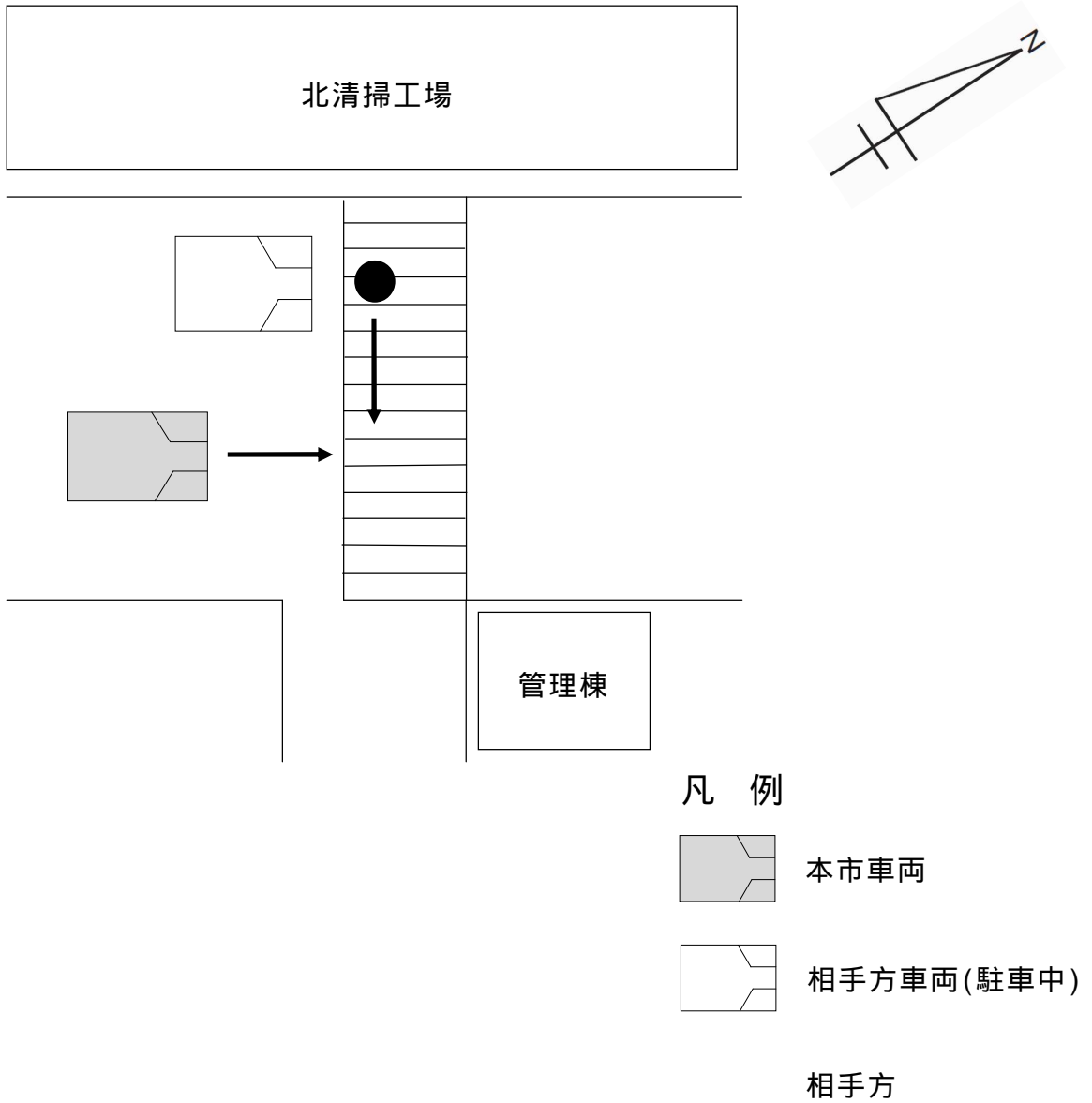
(3) 当該決定については、相手方の損害額に本市らの過失割合とされた 87.5 パーセントを乗じた額から既払金の額を除いた 64,354 円に関し、本市らが連帯して支払義務を負うこととされたものである。

提案の理由

自動車事故の損害賠償(交通)請求調停事件において民事調停法(昭和 26 年法律第 222 号)第 17 条の規定による調停に代わる決定がなされたことから、当該決定に対し異議の申立てをしないことといたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により提案するものである。

議案第109号関係資料

1 事故発生場所



2 相手方の被害

頸部挫傷、右手挫傷、殿部挫傷、右胸部挫傷、休業損害
(治療期間 平成24年12月27日から平成25年12月8日まで)